

議会基本条例検討のための特別委員会（第3回）要点録

- 1 日 時 平成22年12月20日(月)13:30～14:30
- 2 出席委員 角田訓也（委員長）、仁科文秀（副委員長）、大本益之、金藤照明、
蔵本隆文、齋藤重雄、田口忠義、原田毅、原田てつよ、森岡聰子
- 3 欠席委員 なし
- 4 場 所 第1委員会室
- 5 内 容

○中間報告案について（委員長が意見を求めた。）

E委員…「今後の委員会につきましては3月末までの日程を決定いたしました。」とする。

F委員…全体として骨子がよくまとまっている。

B委員…「制定は必要という意見にまとまりました。」の部分は、いただいた意見を反映してはどうか。

委員長…報告案は様々な意見を集約したもの。2議員の意見書は全協に配付することも考えている。「二元代表制を市民に理解していくためにも」「機能させるためにも」とする。

I委員…「結論の対し」を「結論に対して」とする。

D委員…必要という立場での意見です。「なぜ、条例が必要か？」の「？」と「大本が言いたいこと」を削除したうえで配付してください。

委員長…藤井義明議員にも了解をとり報告の際に配付する。

C委員…「また二元代表制を十分に機能させるため」を付け加える。

委員長…中間報告案は以上の点を修正する。2議員の意見書は全協に配付する

○22日全員協議会について

委員長…委員会では「制定すべき」と確認しているが、22日全協で「さらなる議論を」との意見が出た場合。委員会に持ち帰って協議し再度、全協にかける。

H委員…結論が出てから考えるは。

C委員…すぐ持ち帰らず、どうしても進められない場合に持ち帰ってほしい。

委員長…御理解いただけるよう最大限努力する。各委員も自分の会派に委員会の方向を十分説明していただきたい。

I委員…理解されない場合は持ち帰るのは当然だと思うが、全協でどんな意見ができるか分からない。

委員長…ご理解をいただくべく努力する。

B委員…「時間をかけて」の意見には、何に関して時間をかけるか発言者に確認（反問）してほしい。

委員長…全協の進行は議長であるし、また全協に反問があるのか分からない。

F委員…反問でなく、フリー討議で進めるようお願いする方がよい。

A委員…質疑と反問といった型にはまったやり方でなく、自由に意見を聴くべき。

委員長…自由討議による議事進行が可能か事務局に尋ねる。

事務局長…議長の判断によりますので、後をお願いします。

H委員…委員長報告なので委員長が質問に答えるやり方をとるべき。意見を聴くと前の全協のようにまとまらないのではないか。委員会の方向は決まっている。必ず22日の全協において全員で決める前提で進めるから、おかしいことになる。

F委員…全協で「もっと研究議論すべき」となっては、委員会ですべきことなくなる。

委員長…委員会としては「何度でも全協を開きます。」というやり方しかないと思います。

H委員…委員会の答えは決まっていて委員長が報告するのだから、全協の反対意見を先に先に考えても仕方ない。何度でもやるのが本当だと思う。

委員長…特別委員会で決まっている方向性を「御理解いただきたい」というしかできないと思う。委員会に持ち帰ってもすることがない。もっと資料提供などして御理解いただくしかできない。

F委員…要不要の意見を戦わせるのではなく、皆さんの意見を出してもらおう。議会に対する不信は全国に広がっている。全議員に議会基本条例が必要だという共通の認識に立ってもらいたい。

H委員…22日の中間報告は、「検討のための」を外すことが目的。

F委員…「検討のための」を外すことは、「全員が制定を認める」ことと同じ。

H委員…反対意見を憶測しても仕方ない。1回全協をやってみないと分からない。

委員長…やってみます。結論は分かりませんが。どんな意見が出ようとも、もしだめでも御意見いただいたものの反省を踏まえ委員会で協議します。必要なら何度でも全協を開いていただき我々の考えを伝える場を持ちます。全協は場合によっては、自由討議により進めるようお願いいたします。こういう考えで特別委員会を進めているということを各委員の会派の方にお伝えください。